

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度等	:	:	法人名	
-------	---	---	-----	--

別表六(二)付表六 令四・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書							
過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「22」)	税額控除額 (過去適用事業年度の別表六(二)「19」+「20」+「21」)	(2)につき法第69条第19項により対象前各事業年度の法人税額に加算した金額	(2)につき法第69条第18項により対象前各事業年度の法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (2) + (3) - (4)	(5) > (1) の場合 税額控除不足額相当額 ((5) - (1)) 又は当初申告税額控除不足額相当額	(1) > (5) の場合 税額控除超過額相当額 ((1) - (5)) 又は当初申告税額控除超過額相当額
	1	2	3	4	5	6	7
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
計							

II 地方法人税に係る税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

過去適用課税事業年度	過去当初申告税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「55」)	税額控除額 (過去適用課税事業年度の別表六(二)「54」)	(9)につき地方税法第12条第9項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額に加算した金額	(9)につき地方税法第12条第8項により対象前各課税事業年度の所得地方法人税額から控除した金額	調整後過去税額控除額 (9) + (10) - (11)	(12) > (8) の場合 税額控除不足額相当額 ((12) - (8)) 又は当初申告税額控除不足額相当額	(8) > (12) の場合 税額控除超過額相当額 ((8) - (12)) 又は当初申告税額控除超過額相当額
	8	9	10	11	12	13	14
・	円	円	円	円	円	円	円
・							
・							
・							
・							
・							
計							